



お役立ち情報を毎週配信致します！是非ご活用ください！



新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ『雇用調整助成金』の特例対象が拡大されました

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年5月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとします。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標（生産指標）が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。（※12月分は必要となります）

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う「経済上の理由」とは】

以下のような経営環境の悪化については経済上の理由に当たり、それによって事業活動が縮小して休業等を行った場合は助成対象となります。

（経済上の理由例）

- ・中国等からの部品調達が滞ったために、製品の製造ができないなど自社の事業活動の縮小を余儀なくされた場合。
- ・国や自治体等からの市民活動の自粛要請の影響により、外出等が自粛され客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。
- ・風評被害により観光客の予約のキャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減ったために事業活動が縮小してしまった場合。

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねいただくか、商工会までご相談ください。

みんなのコラム ～最近の出来事～

先日、某コーヒーチェーン店のコーヒーを飲みました。いつもはコンビニですませていたので久々に飲むと、やはり♡♡♡おいしかったです。コーヒーに含まれているカフェインは、運動効率を上げたり、体脂肪の燃焼を促進させる効果もあると言われております！

今年の目標の一つである「ウォーキング」を、歩く前にコーヒー！1杯を飲み、早歩きで3～5キロがんばっています。（体重変化はないですが・・・）

体力をつけ、健康管理に気を付け、〇〇〇ウイルスに感染しない身体にしていきたいこの頃です。（幸）

先週郵送いたしました『新型コロナウイルスによる景気への影響調査』へ回答ありがとうございました。3/10(火)まで引き続き回答を受け付けています。よろしくお願ひ致します。

新型コロナウイルス感染症にかかる 衛生環境激変特別貸付の案内

日本政策金融公庫では新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方を対象とした「衛生環境激変特別貸付」を取り扱っています。

【ご利用いただける方】①②を両方満たす方

①最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上高の減少が見込まれること

②中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれること

【資金使途】一時的な業況悪化により支障をきたしている生活衛生関係事業者の経営を安定させるために必要な運転資金

【融資限度額】旅館業：別枠3,000万円

飲食店および喫茶店営業：別枠1,000万円

★まずは商工会、経営指導員までご相談ください★